

上田商工会議所健康診断をご利用の皆様へ

上田商工会議所

上田商工会議所 健康診断「省略健診」を受診される皆様へ
「省略健診」に係る厚生労働省局長通達について
(事業者の皆様へのご理解・ご協力のお願い)

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は当所事業運営に格別のご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当所では、毎年春・秋に健康診断を実施しておりますが、健診の協力団体である(一財)全日本労働福祉協会長野県支部より「省略健診」を受診される皆様に対し、下記について連絡がありました。

事業者の皆様におかれましては、大変お手数をおかけいたしますが、下記趣旨をご理解いただき、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

記

厚生労働省労働基準局長より「定期健康診断等における診断項目の取扱いについて」(平成29年8月4日付基発第0804第4号)が発出され、事業者が健康診断を実施する場合の留意として次の点が示されました。

『一部においては、血液検査等の省略の判断を医師でない者が一律に行うなど、適切に省略の判断が行われていないことが懸念される。規則第44条第2項により、厚生労働省告示に基づく、**血糖検査、貧血検査等を省略する場合の判断は、一律な省略ではなく、継続的な変化や自覚症状を勘案するなどにより、個々の労働者ごとに医師が省略可能であると認める場合においてのみ可能であること。**』

上記通達に鑑み、**上田商工会議所と致しましては、「医師の省略認定が受けられない場合」については全項目健診の受診をお勧めするとともに、省略健診を受診される方については、申込書に「医師の省略健診の受診認定」確認欄を設け、事業者様に○印を付していただき、事業所様の確認印をいただくことに致しました。**ご理解ご協力をお願い致します。

上記「医師による省略健診の受診認定」については、相談窓口が開設されておりますので、下記窓口にお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ・相談窓口】

独立行政法人労働者健康安全機構 長野産業保健総合支援センター

〒380-0936 長野市岡田町 215-1 日本生命長野ビル 4F TEL026-225-8533

【その他当所健康診断全般のお問い合わせ】

上田商工会議所 TEL0268-22-4500